

第 3 回 座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 1 4 日

平成29年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月13日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成29年9月14日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成29年9月14日 午後3時07分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美		
	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	垣 花 健		
	産 業 振 興 課 長	中 村 悟		
	会 計 課 長	宮 平 壮一郎		

平成29年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成29年9月14日午前10時00分開議）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		提出議案の説明（議案第29号～議案第44号まで）
3	議案第29号	専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第3号））
4	議案第30号	専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第4号））
5	議案第31号	専決処分の承認について（平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号））
6	議案第32号	平成29年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
7	議案第33号	平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
8	議案第34号	平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
9	議案第35号	平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
10	議案第36号	平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
11	議案第37号	平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
12	議案第38号	平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第39号	座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
14	議案第40号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
15	議案第41号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
16	議案第42号	工事請負契約について
17	議案第43号	工事請負契約について
18	議案第44号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
19		報告（報告第3号～報告第6号まで）
	報告第3号	平成28年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	平成28年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（沖縄県町村土地開発公社）
	報告第6号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（株式会社二一・ざまみ）
20	発議第2号	県産品の優先使用に関する決議について

○ 議長（宮里祐司）

これより本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．議案第29号 専決処分の承認について（平成29年度座間味村一般会計補正予算（第3号））から議案第44号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうもよろしくお願いいいたします。

議案の説明の前に、議案第29号から44号まで、せんだって行われた全員協議会で説明をさせていただいておりますので、かがみのみの朗読で省略説明とさせていただきますので、御理解をいただきたいと思っております。

それでは議案の説明に入ります。

議案第29号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分した内容 | 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第3号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成29年8月17日 |
| 4 専決処分の理由 | 慶留間第3団地新築工事の工事請負費の変更を緊急に行う必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行った。 |

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

慶留間第3団地新築工事の工事請負費の変更を緊急に行う必要があったため、平成29年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について、専決処分をしたので、議会の承認を求めるとある。

専 決 処 分 書

慶留間第3団地新築工事の工事請負費の変更を緊急に行う必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年8月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成29年度座間味村一般会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,849,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 越 金		26,721	10,000	36,721
	1 繰 越 金	26,721	10,000	36,721
歳 入 合 計		1,839,392	10,000	1,849,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		247,359	10,000	257,359
	6 住 宅 費	87,542	10,000	97,542
歳 出 合 計		1,839,392	10,000	1,849,392

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分した内容 | 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第4号） |
| 2 専決処分の内容 | 別紙のとおり |
| 3 専決処分した日 | 平成29年8月31日 |
| 4 専決処分の理由 | 阿嘉島のウタハ堰の貯水率が著しく低下したため、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用する費用が緊急に必要なとなったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。 |

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

阿嘉島のウタハ堰貯水率が著しく低下しており、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用し渇水対策を行うため平成29年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について、専決処分をしたので議会の承認を求めらる必要がある。

専決処分書

阿嘉島のウタハ堰の貯水率が著しく低下したため、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用する費用が緊急に必要なとなったが、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年8月31日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

平成29年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,800千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ1,863,192千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		76,924	13,800	90,724
	2 基金繰入金	76,923	13,800	90,723
歳入合計		1,849,392	13,800	1,863,192

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		139,830	13,800	153,630
	1 保健衛生費	71,755	13,800	85,555
歳出合計		1,849,392	13,800	1,863,192

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 平成29年度座間味村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成29年8月31日
- 4 専決処分の理由 阿嘉島のウタハ堰の貯水率が著しく低下したため、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用する費用が緊急に必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

阿嘉島のウタハ堰貯水率が著しく低下しており、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用し渇水対策を行うため平成29年度座間味村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、専決処分をしたので議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

阿嘉島のウタハ堰の貯水率が著しく低下したため、沖縄県企業局より可搬式海水淡水化施設を借用する費用が緊急に必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年8月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		44,331	13,800	58,131
	1 繰 入 金	44,331	13,800	58,131
歳 入 合 計		76,431	13,800	90,231

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡 易 水 道 事 業 費		34,165	13,800	47,965
	1 営 業 費	34,165	13,800	47,965
歳 出 合 計		76,431	13,800	90,231

議案第32号

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成29年度座間味村一般会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,823千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,042,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		828,465	12,860	841,325
	1 地方交付税	828,465	12,860	841,325
13 県支出金		240,500	86,655	327,155
	2 県補助金	202,056	86,655	288,711
16 繰入金		90,724	720	91,444
	2 基金繰入金	90,723	720	91,443
17 繰越金		36,721	78,588	115,309
	1 繰越金	36,721	78,588	115,309
歳入合計		1,863,192	178,823	2,042,015

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		36,182	543	36,725
	1 議会費	36,182	543	36,725
2 総務費		343,474	143,362	486,836
	1 総務管理費	312,239	147,826	460,065
	2 徴税費	14,772	△4,464	10,308
3 民生費		166,656	897	167,553
	1 社会福祉費	140,518	475	140,993
	2 児童福祉費	20,450	422	20,872
4 衛生費		153,630	5,433	159,063
	1 保健衛生費	85,555	334	85,889
	2 清掃費	68,075	5,099	73,174
6 農林水産費		98,339	△17,506	80,833
	1 農業費	48,751	△24,627	24,124
	2 林業費	30,040	890	30,930
	3 水産業費	19,548	6,231	25,779
7 商工費		127,544	△350	127,194
	1 商工費	127,544	△350	127,194
8 土木費		257,359	11,478	268,837
	1 土木管理費	7,525	8,421	15,946
	2 道路橋りょう費	66,513	2,927	69,440
	3 河川費	11,392	△2,399	8,993
	4 港湾費	27,720	720	28,440
	5 下水道費	26,622	999	27,621
	7 空港費	20,045	810	20,855
9 消防費		20,825	33,266	54,091
	1 消防費	20,825	33,266	54,091
10 教育費		496,054	1,700	497,754
	1 教育総務費	227,416	1,700	229,116
歳出合計		1,863,192	178,823	2,042,015

議案第36号

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243,382千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	42,129	42,130
	1 繰越金	1	42,129	42,130
歳入合計		201,253	42,129	243,382

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,689	490	10,179
	1 総務管理費	9,646	490	10,136
2 保険給付金		72,108	38,482	110,590
	1 療養諸費	60,735	35,000	95,735
	2 高額療養費	9,682	3,482	13,164
6 介護納付金		14,115	977	15,092
	1 介護納付金	14,115	977	15,092
11 諸支出金		3	2,180	2,183
	1 償還金及び還付加算金	3	2,180	2,183
歳出合計		201,253	42,129	243,382

議案第34号

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,718千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	176	177
	1 繰越金	1	176	177
歳入合計		6,542	176	6,718

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,520	161	6,681
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,520	161	6,681
3 諸支出金		1	15	16
	1 償還金及び還付金	1	15	16
歳出合計		6,542	176	6,718

議案第35号

平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,025千円を増額し、歳入歳出予算それぞれ660,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		1	35,025	35,026
	1 繰越金	1	35,025	35,026
歳入合計		625,925	35,025	660,950

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		461,938	14,631	476,569
	5 燃料潤滑油	137,412	14,631	152,043
2 営業費用		120,838	6,183	127,021
	5 店費	96,886	6,183	103,069
6 予備費		5,783	14,211	19,994
	1 予備費	5,783	14,211	19,994
歳出合計		625,925	35,025	660,950

議案第36号

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		58,131	223	58,354
	1 繰入金	58,131	223	58,354
7 繰越金		1	113	114
	1 繰越金	1	113	114
歳入合計		90,231	336	90,567

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		47,965	336	48,301
	1 営業費	47,965	336	48,301
歳出合計		90,231	336	90,567

議案第37号

平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		26,622	999	27,621
	1 繰入金	26,622	999	27,621
5 繰越金		1	70	71
	1 繰越金	1	70	71
歳入合計		127,230	1,069	128,299

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		109,316	1,069	110,385
	1 下水道事業費	109,316	1,069	110,385
歳出合計		127,230	1,069	128,299

議案第38号

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		5,005	147	5,152
	1 繰入金	5,005	147	5,152
6 繰越金		1	122	123
	1 繰越金	1	122	123
歳入合計		9,802	269	10,071

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		5,563	269	5,832
	1 漁業集落排水事業費	5,563	269	5,832
歳出合計		9,802	269	10,071

議案第39号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年条例第2号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第7号）が平成29年3月31日に公布されたため、条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第7号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「500万円」を「100万円」に改める。

第4条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、「当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である」の次に「土地」を加える。

第5条中「平成22年4月1日から平成28年3月31日」を「過疎地域の公示の日から平成31年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の座間味村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

議案第40号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、特別職の職員で常勤のもの

の給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

類似自治体との均衡を図るため、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第8号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、100分の140を100分の150に100分の150を100分の160に改める。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

職名	給料月額
村長	639,000円
副村長	517,000円

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

議案第41号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

類似自治体との均衡を図るため、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第9号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中、441,180円 を 485,000円に改める。

第4条第2項中、100分の140を100分の150に100分の150を100分の160に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

議案第42号

工事請負契約について

平成29年度座間味中学校教員宿舎改築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成29年度
座間味中学校教員宿舎改築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 116,424,000円
(うち消費税8,624,000円)
- 4 契約の相手方 那覇市長田二丁目10番32号
株式会社 野原建設
代表取締役 野原勝己

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成29年度座間味中学校教員宿舎改築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第43号

工事請負契約について

平成29年度座間味幼稚園園舎改築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第5項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成29年度
座間味幼稚園園舎改築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 132,840,000円
(うち消費税9,840,000円)
- 4 契約の相手方 那覇市長田二丁目10番32号
株式会社 野原建設
代表取締役 野原勝己

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成29年度座間味幼稚園園舎改築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第44号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

類似自治体との均衡を図るため、座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

条例第10号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、100分の140を100分の150に100分の150を100分の160に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

以上、議案第44号までの説明でございました。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第3．議案第29号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

きのうからその話はちょこちょこっと触れてはいましたけれども、ここで1,000万円の増額をしたわけですが、結局、入札としてどのような結果をいただいたのか、今後どのような方向転換で言っているのか、もう一度それを御説明願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

指名競争によります、したんですけれども、入札不調というふうになっております。当初7月に第1回入札を行いまして、そのときに不調になりましたので、宿泊費、それと船舶費の増額を図り、積算の見直しを行い、1,000万円を増額したんですけれども、入札することができませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ、これは今後どういうふうに展開を、さらにまた予算増にしていくのか、それとも

もうこの件はお流しするのか、その辺までお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

平成29年度、これから積算の見直し等もやっても工期が間に合いませんので、平成29年度分に関しては予算を国のほうへお返しし、再度、県と調整しながら事業を進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それに対して、地域住民、阿嘉、慶留間等が相当関連すると思うんですけども、地元ではそういうことに関してはどのような感触でしょうか。そこまでちょっとお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

私のほうからは、中村議員に不調に終わったという報告をしております、住民へのそういった説明等は行っておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、座間味区においてもそうなんですけれども、恐らく阿嘉区の皆さんにしても事業者、慶留間に団地ができるのであれば、自分たちも入りたいということは思っている方もいるかもしれません。私はあの辺、地域じゃないですから、そんなに深くは知らないんですけども、そういうことからすると、やっぱりもう少し慎重に、それから今後の成り行きを地域の方々に十分浸透するような形をお勧めしていただきたいと思います。私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

この団地の件は、慶留間と、また阿嘉にも同じ2世帯ずつを予定していると思うのですが、今後、また不調に終わった場合に、この2世帯をどこか1カ所に4世帯を建築するという案は考えられないのでしょうか。そのほうがコストも抑えられて、業者的にも入札に入りやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

1カ所にまとめて4棟建てるのも1つの方法だと思いますけれども、各区から、阿嘉区、慶留間区からこの区に建ててくれという強い要望がありますので、現段階におきましては、阿嘉区、慶留間区に2棟ずつの建築を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。ないようですので進行したいと思います。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4. 議案第30号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件は、大変いいことだと思っております。ところが今御承知のように台風が接近しております。ウタハの今後、もし水が復旧して必要ないというときになれば、それはそれでお返しをするということでしょうか。その辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおり、推移が、貯水率が90%に達せば、再度、県企業局と調整していきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。今後の情勢を見ながら、私はその件に関しては全く反対するとかそういうものではなくて、今後の成り行きを見ながら慎重に進めていただきたいという御意見でございます。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5. 議案第31号 専決処分の承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

おはようございます。では、私のほうから、阿嘉島のウタハダムが著しく低下しているということで、海淡の搬入ということで、どうしてもこれは必要だと思えます。そこで海淡の搬入、それと日量何リッターでできるかとか、そういうようなものを私たち議員も余り把握していないと思えますので、そこの説明を、教えてほしいと思えます。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

設置場所は、阿嘉漁港内の緑地公園に設置いたしまして、それを配管距離が770メートル引っ張って行って、阿嘉浄水場へ引っ張っていきます。日量200トンを予定しております。これは10月の初旬までには設置予定というふうに考えております。

○ 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

わかりました。それだけの費用もかかると思えますので、二十何万円も予算が入っていったと思えますので、配管的にはちょっと時間かかると思えますが、10月にできるということでもありますので、この雨が降ってくれば何とかそこまでしのげるかと思えますけれども、大変厳しい状況でありますので、もう少し早目にできれば調整してほしいと思えます。そのような調整もできればいいかと思っております。よろしくお願ひします。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

全員協議会で資料が配られたんですが、位置的に見て、これは護岸道路の内側の、いわゆる今のクイーンの駐車場になっているところの一部に設置するんですか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

先ほども回答したとおり、緑地帯を予定しております。それは現場確認等で位置の変更もある可能性はありますが、基本的には緑地帯を予定しております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

地図だと緑地帯から外れているような気がするんですけども。それとこの配管ですね、全管埋設なのか、一部露出に、大きい交差点はやっぱり道路に、いわゆる主要道路ですから多分埋設だと思うんですが、全部埋設なのか、露出、埋設の組み合わせなのか、わかる範囲で。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは半永久的な設備ではありませんので、基本的には露出になると考えております。もちろん車を通る道路に関しましては、それなりのカバーとかそういったものは設置する予定というふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

カバーということは、配管のパイプを守るためのカバー…、これは管の径は何ミリの管を予定しているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

50ミリを予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

50ミリだとカバーして、管は守れるかもしれないですけども、車の走行に非常に影響を及ぼすと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほどもお答えしたとおり、道路を横断するのは多分1カ所か2カ所になると思いますので、そこを仮設、これが何か月間使用するかまだ見通しはたっていないんですけども、道路を切って埋めるというのはどうかと思いますので、基本的には露出で、なるべく車の邪魔にならないような配管を考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。これは適切にいい方法、どちらにも有利な方法で進めていってもらえたらと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6. 議案第32号 平成29年度座間味村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

9ページ、企画費の中のビジターセンターの外構というのか、工事の委託600万円、工事費が6,100万円、どんな内容なんでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長(宮平壮一郎)

おはようございます。2款総務費に計上してありますが、私のほうがこちら担当しておりますのでお答えしたいと思います。こちらのほうはビジターセンターの外構工事と委託費となっております。まず工事につきましては、外構ということで、現地に相当草木が生えております。いわゆる土壌の敷地の改良ということで、一度全部剥がしてまっさらに、建築ができるようにしたいと考えております。それに伴って、地下の埋設、将来下水関係の配管をしますので、その汚水タンクとかを設置する予定です。一部、エントランス、入り口のほうにアスファルト敷きをするんですけども、やはり草木が生えてきますので、アスファルトの敷設と。あわせて外側に外構工事でステージを予定してあります。そのステージに浸透性の保水、舗装、少し色がついた舗装、真っ黒ではなくてですね。それを先にやって、あわせてあずまやを幾つか、今のところ4プラス、大きなあずまや、日陰をつくりたいということですので、大きなあずまやの設置を考えております。それにあわせての施工管理が13節の委託料でですね、専門の業者をお願いしようということを考えております。以上、委託と工事請負費となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

9ページのほうお願いいたします。企画費の中の一括、戦跡及び戦争記念碑等調査委託業務ですけれども、これは座間味村の各島々の業務なんでしょうか、教えてください。

○ 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長(宮平壮一郎)

こちらにつきましても総務、企画なんですけれども、プロジェクトでやっておりましたので、私のほうで

回答していきたいと思います。まず戦跡事業なんですけれども、こちらの設計については平成29年度、座間味島の詳細設計を考えております。座間味島においては平和の塔、三役自決の碑、ツツジの塔、忠魂碑、そこに行くまでの整備の設計を今回は予定しております。平成29年度的设计以降、平成30年度には阿嘉島、慶留間島の詳細設計を入れて、平成30年、31年、32年、ちょうど戦後75周年に合うように、あわせて3島の整備を行う予定です。まずは今年度は一括の予算で座間味島のほうの詳細設計を入れさせていただく考えです。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。やはり戦争の、戦跡の看板等、いろいろ建ててほしいという話もよく聞こえるものですから、ぜひですね、それを進めて、いいことでもあります。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

済みません、今のビジターセンターについても一度お聞きしたいのですが、これは以前から進めていた歴史資料館の名称が変わったのでしょうか。それとはまた別の形。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長（宮平壮一郎）

予算書の説明書にはビジターセンターという文言を入れさせていただいていますが、もともとは歴史文化健康づくり事業になっております。前回、平成24年度から進めていた一括の事業に間違いはございません。前回の事業となっております。ただ、今回はビジターセンターという名称で説明させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

この形で以前は港湾課から土地関係の許可がおりなかったと思うんですが、その辺の許可等はもらえたということでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎会計課長。

○ 会計課長（宮平壮一郎）

こちらのほうも、実は去る、先月の8月4日に沖縄県から電話が来まして、国交省から沖縄県知事宛へ用地の認可がおりたということで、我々のほうにも写しをいただきました。この認可については国交省にも座間味村がこちらに建物を建てたいということで、敷地全てを今後座間味村の計画に基づいて建てさせますということで認可がおりたということで、県のほうから回答をいただきました。それにあわせて行政手続として、我々が認可いただいた後に、また使用許可をいただかないといけませんので、これについても南部土木事務所に8月25日付で建物を建てる敷地、全ての面積の申請をさせていただいております。この許可も今月いっぱいには出るだろうということで見込んでおります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどの件は大変御苦労さん、ありがとうございます。とても気になっていたところです。私がまた聞きたいのはその下、会計管理費925万3,000円の補正減になっています。我々もよく会計課の窓口には行きますけれども、私の見違えだったら大変申しわけないんですけども、今、会計課では、課長以外の職員は嘱託か臨時職員でなされているので、以前は職員が2人ぐらいいたとは思うんですけども、それに伴う補正減だというふうに私は見ているんですけども、その辺、どうしてこれだけ、925万3,000円の減が出ているのか御説明願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

当初予算の積算というのは、例えば平成29年度ですと平成28年の11月ぐらいから予算編成が始まります。その中においては3名の正職員という形での計上になっておりましたので、現段階では臨時的任用と賃金職員と課長が1名ということでの差額になっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、私が理解しているようなとおりでよろしいわけですね。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

17ページの消費費ですが、防災無線の個別受信機設置事業の委託料ですが、これは個別の家に受信機を設置するという事業でよろしいでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

中村議員のおっしゃるとおり、聞こえにくい世帯であったり、老人世帯であったりということに個別に設置する事業になっています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

以前の、前のシステムのときにやっていた高齢者とか、体の不自由な方、障害者とか、そういった方を優先に設置するという。これは希望者なのか、こっちで決めて設置するというか、前などはあやふやでついているところ、ついていないところ、うちは何でつかないのかと言われた事例があるんですけど、これはどういう基準があるのかお聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

現在、受信機が設置されている世帯もあるかと思いますが、まずは災害弱者と言われる方が優先であろうと思います。もちろんこれは希望されるというのが前提になります。あと住宅の場所によっては聞こえづらいという声たまに村のほうに来ますので、その辺の調査をして、とりあえず設置世帯というのは村のほうで案をつくっていくということになるかと思いますが。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。それで前のシステムで取りつけて、今使えないと思うんですけども、その回収がされていないように思うんですけども、これはこの人たちがそのまま処理することになるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

回収については、もちろん村のほうでやるべきだと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

では、早急をお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

13ページのほう、農林水産費の加工施設冷凍庫入れかえ工事189万円について説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

これは加工センターの冷蔵庫の機械が使用不能となりましたので、その取りかえということとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

この件に、加工センターの利用についてはきのうも上がっていたのですが、光熱費等の、村が負担しているものと、使用料等、なかなか収支がうまく行っていないと思いますが、その辺の、きのうも言ったのですが、しっかりと料金の見直し等も考えて、いい形で村の特産品の開発につながるような指導等も含めてよろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

おはようございます。14ページ、土木費の一番下、一括交付金、観光道路美化の場所とか内容とか具体的に決まっていたら内容をお聞かせください。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。これは今、本村は海洋レジャー、ダイビング、そういったものが盛んとなっております。それを山にも足を運んでもらおうと思ひまして、林道とかそういった景色が美しく見えるように林道と整備する。そして観光地へ向かう道等の清掃というふうと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

これはじゃあ、阿嘉、慶留間、座間味、3島の分ということですね。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

今年度におきましては、この工期がまだ半年しかありませんので、座間味島を中心に考えております。追加します。ハゼギというんですか、それも対象となっております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これと少し関連しますけれども、予算とちょっとずれるかもしれないんですけども、せんだって旧盆前に産業振興課長に道路の街灯があちこち切れているので、旧盆は郷友の帰の方もたくさんいるので直してくれということをお願いしたら、結局どこも直されていなくて、実はせんだって、おとつ阿嘉、慶留間の議員の皆さんが座間味へお泊まりでしたので、夕飯がてら1時間ぐらいおつき合いして、実際、阿嘉、慶留間の議員たちと座間味村の集落を少し見たら、ハッサミヨー、暗サヨーというのが第一声なんですね。役場の正面玄関から東側は明るいんですけども、逆に西側へ行くと真っ暗なんですね。それとメイン通り、らせん階段、総合センター、それから星砂の角、それ等が全部電球が切れて慶留間よりも暗い、阿嘉よりも暗い、メイン通りがこんなに暗いのかということが阿嘉、慶留間の議員の第一声だったんですね。ですから今ここに観光道路美化と、やるところは別かもしれませんが、少し関連しているので、その辺はやっぱり玄関だけ、港だけじゃなくて、この集落の中がとても今暗いんですね。例えばこういう天気などになると。ですからその辺も、もう少しそれは、行政だけじゃなく、区の区長とか我々も含めて、我々もしょっちゅうそういう面では結構直すよにということはあるんですけども、一向になかなか直してくれないもので非常に暗いです。その辺、もう一度、どのようなお考えなのか、少しそれましたけれども道路美化という観点からお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

美化というのは防犯の観点から、切れているのは早急に対応していきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

本当に早目をお願いします。島内は、部落内はとても暗いです。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

以前に説明あったかどうか、私が聞きそびれたのかどうか知りませんが、13ページお聞きください。漁港建設費の中で修繕費608万4,000円、どこの漁港建設費で、どこの修繕費なのか教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

漁港は阿嘉漁港となっております。先ほども平成28年度決算で600万円の不用額のときに、村長からも説明してありましたとおり遊具の設置というふうになっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 平成29年度座間味村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第33号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成29年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第34号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成29年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第35号 平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

この件は、全協でも少しお聞きしましたので、改めてもう一度お聞きします。その際は、一応調べておきますということでしたので、再度確認いたします。7ページをお開きください。燃料潤滑油費の1,463万円の補正という、その補正の根拠をよろしく願います。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

お答えします。重油の高騰によるものです。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。昨日の決算でも補正増にして、後でまた相当余ったということもありますので、これは当然新しいフェリーが来て、まだ見込めないところもあると思うんですけども、その辺、十分精査しながら、今後もよろしくお願いします。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指導ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ただいまのものも関連、フェリーごまみで重油の高騰とあるんですけども、普通、燃料系は重油も軽油も連動して上下すると思うんですけども、軽油は大丈夫なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

まず、昨年11月にフェリーごまみ3が就航しておりまして、そのときに速度の設定等を調整中であつたと。それで12月に…、済みません、新年度予算と概算要求というふうになりまして、まだ明確な数字がつかめない状況の中でしたので、今回1,400万円の補正となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

じゃあ、これは船が大型化して、エンジンも出力アップして、その分、前のフェリーよりは燃料が多少上がるというのも想定してのことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘のとおり、燃料も前のフェリーのときは6万、今は月9万から10万程度、月使用しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今の課長の答弁で9万から10万使用しているというのは、燃料費で9万円、10万円ということですか。それとも9万リッターとか10万リッターとかということではなくて、9万円から10万円といたら、何か金額的に非常におかしいような気がするんですけども、その辺どういうあれですか、言葉の解釈ですかね、数字の。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

単位はリットルです。9万リットルから10万リットル。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それならわかりますけれども、9万から10万使っていますという、なかなかわかりづらいんですけど、9万リットルから10万リットルということでもよろしいわけですね。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

この補正には直接あれていないんですが、前にフェリーが泊港で補助金、発電機を使うので、外付けの発電機を購入して、これを利用して船舶の発電、また事務所の発電をやっているのですが、効果が出ているのかお伺いしたい。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の話は、陸電施設の話だと思うんですが、前年は泊港のフェリーのそばに置いていますが、あれはリースでございまして、今は那覇港管理組合のほうで陸電施設の工事が始まっております。近々できると思いますので、実質的に効果があらわれてくるのはそこからだと思っております。現在はその陸電施設ができるまでの間、発電機をリースして回しているという状況でございまして、それにつきましては今しばらく御回答はできない状況でございまして、以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

直接予算とは関係ないんですけども、今回、台風がやってまいりました。ドルフィン、ピットができております。ちょっと強化するまでは、固まるまではちょっと使えないというような話をお聞きしました、現場からは。ところが今回、台風が来て、このピットの利用をされているのか、きのう、きょう、おとついと、その辺どういうふうに現場からお聞きしているか、知っているのであれば教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

大変申しわけないんですけども、そこまで確認しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは、本当に大きな船ですから、船の保安全管理からしても、当然その辺はいち早く情報をキャッチする

べきだと私は思うんですけども、村長、その辺どう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私のほうで確認をさせていただいておりますので、かわって答弁をさせていただきます。那覇の所長のほうに台風前に確認をさせていただきまして、今回の台風接近に伴いドルフィンを使えますかという話をしたんですが、工事は終わっておりまして、検査をしたと、検査をした中で多少の手直しがありますので、その手直しが終わるまでは使わないでほしいという要望があったということをお伺いしております。結果からいいますと、今回は多分使っていないと思います。ただ、私のほうから那覇の所長に話をしたのは、今回は直撃を免れたので大丈夫だったと思うんですが、これが直撃するような状況になれば、私のほうから直接また、那覇港管理組合と調整をして、できるだけドルフィンが使えるような状況にしていきたいという話をさせていただいている状況だったんですが、きのう、きょうの時点では確認しておりませんが、この前の報告からすると今回は活用していないということになると思います。またこれから手直しが進めばすぐ使えるようになると思いますし、すぐにまた次の台風が来て、それまでに修繕が終わっていなかった場合には、また私のほうから特別に申し入れを行って、18億5,000万円の財産ですので、しっかり守っていけるようにしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今、村長がおっしゃるように、保全是重要ですので、その辺はいち早く情報をキャッチして保全に努めるよう、今おっしゃるよう努めていただければいいなと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

補正とは関連しないんですが、8月上旬にフェリーざまみが3日間欠航したと。このときは阿嘉、慶留間にとっても一番大事なお祭りがあったんですが、ノロさんも那覇にいて来られないということで、お互い規模を縮小して、ノロのいない状態でいろいろやったんですが、後で聞いたら、渡嘉敷はその3日間、フェリーが運航していたという情報を聞いて、何でだよと。新造船つくって、波にも強いというふうに聞いたんですけども、一体その3日間の運休のことを詳しくお聞かせ願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

お答えします。まず初めに、船長と運航管理者のほうで朝早く、波の状況を確認します。それから船長判断となっております。そこで座間味村の航行安全規則において、風速17メートル以上、波の高さ4メートル以上のときは出港を中止しなければならないという規定に基づいて船長は判断したものだというふうに捉えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

数字的なことを言われて、あれすれば、何ですけども。何で同じ航路上にある船が3日間動いて、うち

は動かなかった。ましてや金曜日、3日間のうちの初日の金曜日は粟国さえ出港したわけであります。いち早く欠航が早まる粟国が出港したのに、何で金曜日も出なかったかと。この辺はどうですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、最終的には船長判断となっております。そのときに風が17メートル、そして波の高さが4メートルという、報道等をもとにして船長が判断したものにとらえております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

船が大型化した割には、欠航率が高いような。別の話では、大きくなって船の面積がふえて、座間味港に風の影響で入れないという話も聞いたんですが、その辺はどうですか。波の影響も聞いたけれども、座間味港に風当たりが強くて入れないということも聞いたんですが、その件はどうですか。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

座間味港に風が強くて入れないというのは、私、情報としては持っておりません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。数字で判断すると適正だったかもしれないんですけども、納得いかない村民はたくさんいると思うので、その辺は大型化して乗り心地のいい船ができたということですので、やっぱりその辺をもうちょっと、確かに命を預かっているわけでありますから慎重になると思うんですが、その辺、村民から何か、ちゃんと納得いくような運航の仕方をやってもらいたいと思いますが、村長いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

新しいフェリー、前のフェリーよりは欠航率は改善しているんじゃないかと、詳細なデータはありませんけれども、そう言っている部分がございますが、これからも安全運航、それから村民の足として、あるいは産業の核になる船としてしっかりと運航させていただきたいと思っておりますので、皆様方の御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

もう1点、補正予算とは関係ないですが、きのうもクイーン号の建造委員会の件で出ていたんですが、今のフェリーの建造委員会ですね、これはもう解散したんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

要綱の中で、フェリーの就航と同時に解散という文言になっていたと思いますので、解散になっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

11月には保証ドックということで、多分三浦造船に行くと思うんですけども、建造委員会としてはいろんな要望、ソフト面、ハード面いろんな要望を出したと思いますけれども、いざ就航して、やっぱり自分たちが要望してあれしなのにすぐわないとか、ある程度、改善してほしいという、検証委員会なるものを作って、それを11月の保証ドックに提言するという、いわゆるそういうことはできないか。船員だけに、船員たちは自分たちのハード面でしか見ないと思うんですけども、やっぱり聞いたら、エアコンがきかないんじゃないかというのが聞かれてくるんですけども、そういった面を保証ドックで問題提起するという、そういう機会をつくるか、前の建造委員会のメンバーから全部じゃなくて、乗ってどうなったのか、自分たちが要望したものが本当に叶えられているのかというのは必要じゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘ありがとうございます。いろいろと検討していきたいと思いますが、現高速船の代替の建造委員会のメンバーがほぼほぼ前の方がやっているのも多いですので、そういった方々と、今の建造委員会の委員会の中で議論ができれば、時間と費用もそんなに使わないと思いますので議論させていただければと思います。その辺はまた改めて、副委員長と調整をして、検討させていただきます。あとちなみに、保証ドックは来年の4月を予定しております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

実は、うちのお袋がちょっと体が不自由で車椅子を利用しているんですが、事務所の救護室で横になってやっているんですけど、身障者のトイレに行く通路、靴箱があるのに靴を入れられない、散らかって車椅子の障害になるんですよ。ああいった面、靴箱があるのに、そういうちゃんと靴箱に入れるようなシステム、何か斜線引いて何か、ああいう細かいことを言える、提言するようなあれで保証ドックまで、もろもろ細かいことも、船員はそういうことをなかなか気づかないと思いますので、それを気づかせるような方法をとっていただければいいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺、先ほど村長から答弁したとおり、会の中で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

この事業の件の話をするときりがないんですけども、一番目にネットのほうに載せる時間帯をもうちょっと早くできないかなと思いますけれども、欠航になりそうなときに、一番那覇から来るときに、糸満とか何かですね、ネットに載った時点ではもう遅いと、クイーンに乗るためには。その辺をあと1時間ぐらいでも早くネットに載せられればいいなと思うんですけども、その辺どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

運航状況ですね。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その御意見はごもっともだと思っておりますが、ただ、職員の勤務時間等、その他の労働的な制約等もございまして、1時間前倒しは非常に厳しいのかなと、今の時点では思っております。もちろん私たち定員管理の中で船員の数も決めておりますし、嘱託職員でもふやせばという話もあると思いますが、やはり歳出が伴う状況もございまして、基本、今のところは職員が7時から7時半までには船員が出勤しています。チケット販売のほうも7時半には事務所に入ってというスタンバイをさせていただいて、そこからの営業活動になっておりまして、そこに関しましては、非常にすぐ簡単に改善できるかという、大変申しわけないのですが、厳しいのかなと思っております。課題として捉えさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひこれを実行してもらいたいと思います。どうしてかという、どうしてもクイーンに乗る方はクイーンしか乗らないという方がいますので、そういう方はどうしても9時に例えば間に合わせるために8時前から出て、例えば糸満から来て、着いたときには欠航になると。じゃあ、また4時の便に乗れます。そういう形で何か言われたので、それを何とかネットで早目に知らせる方法をお願いしますということで、ぜひそれが実行できたら一番いいなと思うんですけども、7時ぐらいにですね、ぜひお願いします。

あともう1つ、フェリーの椅子に関してですけども、2階のほうで外向きにしている椅子がありますね。その隙間に足を置いている方が多いんですね。前の方に足を伸ばしているものですから、不快な思いをさせているような、それを何回か見たことがあるんですが、それを何か阻止する…。隙間があいているんです、前に。足を置きやすい状況になっているんですね。外を向いて、こういうふうな。それに足を置いている方を何件か私見たことがあるんです。やっぱりここのほうに足を置かないような形で張り紙でもやってほしいなど、張り紙といたらおかしいんですけども、こういう説明をしてもらいたいなど。足置くなと書いていないじゃないのとなってくると、またもめますのでお客さんと。靴のまま足を置いているんです、その上に。ちょうど座ったときに前のお客さんの横に来るんですね、足が。まずは検討してみてください。ひとつ

よろしくお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

御指摘ありがとうございます。その辺、十分検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

もう1つ航路に関してですけれども、船員ですけれども、誰とは言えないですが、受け付けのときに切符をもうちょっとスマイルで受け取ってもらいたいと思ひんですけれども、それは乗せてあげているような顔をしてチケット切っているものですから、もうちょっと笑顔でできないかと思ひんです。その辺よろしくお願ひします。どう解消できるか、ひとつ答弁をお願ひします。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長（中村 悟）

その辺も船長のほうに伝えて、改善できるように進めていきたいと思ひます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくお願ひします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成29年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2

号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第36号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

7ページのほう、繰入金は衛生費からでしたか、繰り出して繰り入れていますね。その中で水道施設費、光熱水費ですけれども、33万6,000円、これは海淡に向けての光熱水費、電気料と見ていいでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

これは全体的なところですよ。全体的に逆算してみますと、33万円ぐらい足りないということで予算を補正しております。

○ 議長(宮里祐司)

7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。それでは進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成29年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第37号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成29年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第38号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

歳出の修繕費21万6,000円、これは何の修繕でしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

これは排水施設非常通報装置の修繕となっております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

いわゆる通信のやりとりをする通報装置というのはそういう関係ですか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

御指摘のとおりです。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

今これは故障した状態であるのでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

中村 悟産業振興課長。

○ 産業振興課長(中村 悟)

まだ故障というところまではっていないんですけども、ちょっと危険な状況にありますので、早目に手を打とうと考えております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

そろそろ消耗的にも、経年劣化だと思います。ありがとうございます。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 平成29年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第13. 議案第39号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この条例に関しては、もちろん沖縄振興特別措置の一部改正ですからいいんですけれども、それにちなんで、条例とはちょっと違うんですけれども、例の固定資産税、本村、私、大変あれなんですけれども、皆さんも残っているんじゃないかという方もいると思うんですけれども、村長も副村長も皆さん、総務課長も皆さん家をお持ちなんですけれども、固定資産税が、本当は今度一般質問にも上げようと思ったんです。住民の方からもこれはどうかならないかということで、というのは何が聞きたいかということ、固定資産税は3年に一度見直しがあるはずなんです。これは経年措置とって、木造の建物に関しては15年、鉄筋コンクリートに対しては35年、最高2割までということがあるんですけれども、私の親父が生前、エー、ワッター固定資産税ヤー、10年ナティン20年ナティンチャーイーヌムンナーと言うから、私はそう親父に言ったんですね、ヌーウレーウンジュガル払イル、ワンがワカインナーということを行ったんですけど、自分の時代に引き続いて、自分の名義に変更してそろそろ四、五年になるんですけど、当初、親父が生きている時分から自分の時代になってまで、固定資産税は当然御承知のように1年を4期に分けて、1期目は端数が出て、それから2期、3期、4期目は正常化、要するに平均して納付書が発行されますが、本村はこの固定資産税に対する見直しが全然行われていない。皆さん自分たちも家をお持ちですから税額が下がっているのか、家はだんだん古くなってきます。当然、税は下がっていきます。これは私うそだったと思ったら、県税のほうにも全部確認しました。それはちょっとおかしいんじゃないかということでいろいろな角度

から勉強してまいりました。とかくじゃあそれはおかしいよと、これは本当に見直す必要があるよと、皆さんのところはと。何回も言います、木造建ては15年、鉄筋コンクリートは35年で最低2割まで、それですと平均になるんですね。そのかわり3年に一度ずっと、家はもちろん古くなっていきますから、見直しがあるということを知りました。その辺、どういうふうに見直しているのか。当然、税のことをいうと、もちろん職員を初め、皆さん非常にびりびりして、なかなか税持つ人は大変だということも、日常茶飯事、よく聞くものですから、余り言いたくもないんですけども、しかし手元からやっぱりお金が出ていく以上は、ちゃんとそういうものを、償却残が、家の要するに価値が下がっていくと同時に、税金も経年措置があるということをお聞きしているんですけども、その辺どのように見直しているのか。そしてその見直しがなぜできていないのか、それとも見直しをしているのか、とりあえず条例案とは別に、附随したことであるので。実は、きのうの決算委員会でも税収が非常に低いということで、それもお聞きしようと思ったんですけども、やはり皆さん、いろんなことがいっぱい出てくるものですから、きのうは聞けなかったんですけども、その辺もしおわかりでしたら教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

お答えいたします。まず、宮平議員の個別の案件については後日相談をさせていただきたいと思います。もちろん算定のミスがあれば、それは改善しないといけないと考えております。それから3年の1回の評価替えというのはもちろんやっております。家屋についてですけれども、確かに経年とともに償却していくわけですから、税金も安くなるというふうに見えがちですが、実は3年に1回の3年間の建築物価の変動を反映して算定されていまして、細かい計算になるものですから、後で資料をおあげしますけれども。まず評価に影響を与える要因としては、この3年間の間に建設物価が上昇したか、下落したかということも算定の数字に入ってきます。それから経年による減が、家の価格は年々下がっていきますけれども、物価上昇のほうで経年を上回ると評価額は上がります。だけど税金は据え置きです。逆に建設物価が3年間で下がると、経年で家の価格も下がりますから、その場合は固定資産税の家屋も下がるという仕組みになっておりまして、昨今の建築物価は上がっているかと思っておりますので、その辺でなかなか物価に追いつかない、建築物価が上昇しているものですから、なかなか家屋の評価が下がっていかないかというふうになっているかと思っております。その辺が原因ではないかと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その辺は十分検証して、もちろん私たちもそれが正当なことであれば、それに対してとやかく言うことは無いんですけども、とりあえず本村を退職されたOBの方々からもしよっちゅうこれに関しては聞いてくれ、調べてくれということが結構あるものですから、それでその案件と同時にというか、附随しているということで一応お聞きしました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

済みません、今の件をもう少し詳しくお聞きしたいのですが、今、課長が言ったデータが自動的にコンピューターというかエクセルに反映されて、自動的に計算式が出る、答えが出る。それとも担当が一々、1個1個数字を打って出るのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

評価替えについては、これは専門の業者に委託を3年に1回やっております。ことしは12月から作業に入りまして、来年度の課税から反映されます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

これは特別職、村長、副村長の給与に関することなのですが、提案理由のところに類似団体との均衡を図るためと理由にあるのですが、他の市町村、財政事情等いろいろあると思いますが、給与を見直す理由で他の類似団体と均衡を図るということが果たして、そういう理由で給与の見直しを図るといのはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

たしか4年ぶりの給与の改正だと思うんですけども、前回もお隣の渡嘉敷村と同額の改正をしました。やはり位置的なところと、人口規模とかを勘案して、行政の村長、副村長の仕事の幅といいますか、その辺については適切に報酬に反映されるべきだというふうに考えておまして、もちろんべらぼうに高くてもいけないわけです。かといって、余りにも抑えると管理職よりも年収が低くなってしまおうという、変わった状況にもなってしまいますので、その辺はやはり責任の重さとか、その辺に比例した報酬にすべきだろうということで提案をしております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私も議員をしている立場上、沖縄本島とかへ行った場合に座間味は頑張っているなどよく他の市町村の方から言われたりもします。もちろん村長以下、たしかに頑張っているのは私もわかるのですが、最近の総務・福祉課の体制から見ても、住民サービスに多少なりとも私は支障を来していると思っています。それは個々の担当の問題ではなくて、組織体制の問題だと思っているので、その辺をきちんと住民サービスに支障を来さないような体制がとれて初めて、課長以上、村長、副村長の給与にそれがしっかりと反映されるべきだと思っています。他の市町村の長の給与のデータがあるのですが、確かに座間味村、3つぐらいの長は確かに低いです。沖縄県内でも座間味村、渡名喜村は確かに低いです。果たして隣の渡嘉敷村の給与が今の財政、沖縄県内、沖縄の離島の財政状況からしてそこが妥当なのか、我が村の村長の給与が妥当なのか、いろいろ意見はあると思いますが、私は今の段階で、もう少し課の体制をしっかりと見直すことが先だと思えます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ただいま隣の譲治議員がおっしゃいましたけれども、きのう、きょうと一般質問、それから決算、皆さん最終的に財源が、財源がという言葉が何回出てきたか。ということはこれは財源とは全く関係ないのかということがまず気になりますね。それと今、譲治議員が言ったように、去年の12月の3名、ことしの1月の1人、今話によりますと、1人長期療養をしている方もいらっしゃると。そういう面からすると、住民サービスの構築に非常に問題があるんじゃないかと。個々の問題、担当課長の問題じゃなくて、やっぱりそれはトップも含めて同じような意見もあります。私はこれまで賃金職員あるいは嘱託職員等の賃金を改正してくれと。去年も一昨年も一般質問の中で申し上げた立場もあります。それからその中で見直しをされたのが、去る3月定例議会のみつしまの船長とバスの運転手が改善されました。若干上がりました。ところが今、皆さんの周辺で働いている臨時職、それから嘱託職員、あるいは日夜使っている日雇い労務者の皆さん、草刈り作業をする人、そういった方々の賃金の解消が一向に見受けられないというのが今私たちが感じている感覚なんですね。だからそういう面からして、もしトップの皆さんが給料が上がるとなると、やっぱり住民の目も節穴じゃないですし、これはきょう以降、もしこれが可決された場合には、私はひとつ非常に見る目も違ってくるんじゃないかと思って、これにはタイミングもとっても必要なんです。やっぱり今譲治議員がおっしゃったように、住民サービスもうまく構築して職員体制、それからまた今度も職員の増員の試験があると聞いております。採用はするけどすぐやめられたということでも大変困りますし、やっぱり安定した住民サービスができることも1つの根拠において、同じことを言いますけれども、自分たちもそういう面で給料の改定に、あるいは賃金、それから嘱託職員のものも見直しと、さらに職員も頑張れば上がるんだよと。まず職員を見て、それから周りの嘱託、賃金職員、それから何回も言います。日中使っている、雇用されている方々のことも考えて、私はそれで最後にトップの皆さんがやるべきではないかと思っているんですけども、これはタイミング的なものもあって、今この1年ぐらい非常にそういった面で、さっき言ったように住民サービスに若干そういったあれが行き届いていないような気がします。先ほどの税金の件もそうなんですけれども、そういうところから時期尚早というか、タイミングが今非常にまずいんじゃないかなということで、私も同じような考えです。

それと嘱託職員、臨時職員からもここ1週間内、あるいは職員もそうなんです。自分たちを上げてくれればいいのになと笑いながら言う職員もいるんですね。そして嘱託、臨時職員の中ではなぜ観光協会には有給休暇もあるのに私たちにはないの。ああ、そうですかと、これは私らもその辺の雇用形態をよく調べたこ

とがないので、大変申しわけないけれども、それに対してはお答えすることはできないけれども、調べてみましたということで、やっぱりあちこちで多少なりの不平不満があるんですね。その辺ももう少し細心の注意を図ってタイミング的なものもやってほしいということで、私も今、これに関してはちょっと疑問を持ちます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

先ほどの給与改定の件で、職員等を上げていないということでありましたが、職員は人事勧告に伴いまして毎年提唱しているということで、じゃあ、その中で職員も上げたらということに対して、非常に不適切な言葉があったということで、それは撤回させていただきます。済みませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

別の観点から。決算監査において、監査の意見書の中で経常収支比率については95.8%、76%以上は要注意と言われている。これが高く、これの指標等から本村の財政構造は前年度に引き続き弾力性が失われ、健全な財政運営を行っているといえないと、危機的状況となっていると。また中略しますが、平成23年度決算において、早期健全団体を脱却することができたが、現在、平成24年度に策定した公債費負担適正化健全計画に基づいて年々減少傾向にあるが、今後増加することも見込まれる。中略してさらなる財政健全化に取り組んでいく必要があるという監査からの意見書があるんですが、それにちょっと逆行しているんじゃないかと思われませんが、これに対する考え方をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

確かに小規模な自治体で自主財源が乏しいものですから、なかなか経常収支比率というのは上がっていないんですけれども、やはり行政の健全化というのはもちろん今後も続けていくべきだということを考えております。御指摘のように、実質公債費比率が若干、去年より単年度で上がっていますが、これについても課内で繰上償還だったりとか、その辺の検討ももう既に始めておりますので、そこはしっかりと財政の健全化を図りますが、一方で給与とか、例えば一般職員も年々人件費はふえていくわけです。人の入れかえがあつて増減はありますけれども、年々上がっていくわけです。それは義務的経費としてどうしても支出しなければならない経費です。さらに特別職の報酬についても、それはまた別の問題として、それは何とかまいりましょうか、仕事の量によって報酬というのは必要かと思えますし、並行して財政の健全化もやっていくべきだと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

いわゆる我が村は庁舎建築、フェリー建造、また高速艇も予定して、さらに学校校舎等、住宅、いろいろ建築を控えていますし、また公共施設の老朽化に伴う修繕とか改修、総合センターなどもだいぶ古くて取り壊しとかも必要じゃないかと、そういう面で財政支出が非常にふえてくる中で、その辺、健全的に今後どう取り組んでいくのか。今回の給与に関する条例の一部改定状況において影響がないのかどうか、その辺もお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

確かに改正をすることによって人件費は増すわけですから、影響してくるかと思うんですけども、その他の箇所において、いろんな行革だったりとか、そういうことを進めて、毎年、実質公債費比率の計算はしますし、財政担当のほうでいろいろ計算しておりますので、その辺をしっかりと注視しながら運営していくということになるかと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほど喜文議員から、末端の方々の賃金が上がっていない、いわゆる日雇いの方々ですね、失対の草刈り等の方々は現在6,000円、確かに県の最低賃金をちょっとは上回っていますが、これを改定したのが與儀九英村長のときに5,000円から6,000円に上げた。あれから20年もたつてずっと据え置きなんですね。幾ら県の最低賃金をクリアしているとはいえ、さらにこれは所得税が取られますので、多分500円ぐらい引かれる。実質5,500円、確定申告をすれば還付されるというんですけども、なかなか多分、確定申告していないと思うので、実質約5,500円の賃金だと思うので、やっぱりこの人たちの賃金の見直し等も早急に求められると思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（垣花 健）

まず、所得税が引かれるようになって数年たちますけれども、もちろん確定申告していただいて、全額、多分戻ります。それは促していきたいと思いますけれども、6,000円になって何年たっているかというのは私記憶ないんですが、この辺は他の自治体の状況とかを確認させていただいて、もし改正が必要であれば検討したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。進行してもよろしいですか。質疑よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

先ほども述べましたが、職員体制、住民サービスに支障を来さないような体制をしっかりと考えてほしいのと、今回の給与改定の理由に類似自治体との均衡を図るためという理由で上がってきておりますが、私はこういう理由に対して、報酬を見直すことはおかしいと思っておりますので反対なのですが、しっかりと村長の実績、これまで観光も推移していますし、今ここに沖縄県市町村財政力指数というデータがあるのですが、これを見ても近隣の離島を見ても座間味村はしっかりと数字は、近隣離島よりもいい数字を示しております。こういう理由で、しっかりと自分の仕事をアピールする上で給与を提示してくる理由であれば私はオーケーだと思っているんですが、今回のこの類似自治体との均衡を図るためというのはおかしいと思いますので反対したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

村長も3期目に入りまして、この2期8年の実績、または近隣自治体とのバランスを考えても、役場庁内のバランスを考えても反対する理由はありません。

○ 議長（宮里祐司）

これで討論を終わります。

これから議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りします。

議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決は起立により行いますが、起立しない議員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。それでは異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。可否同数であります。よって地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対する可否を裁決します。

議長は、議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、可決と裁決します。よって議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第41号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第42号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは指名競争入札であります。何社の指名、入札があったのでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

野崎 進教育課長。

○ 教育課長(野崎 進)

第1回目7月13日、第2回目8月30日に行われまして、第2回目のときに8社中2社が入札に参加しております。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは8社を指名して、来たのは2社、その中の1社ですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

この工事期間は、いつからいつまで終わろうと思っておりますか。

○ 議長(宮里祐司)

野崎 進教育課長。

○ 教育課長(野崎 進)

工期は9月14日から3月28日を予定しております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。頑張ってください。

○ 議長（宮里祐司）

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第43号 工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほどと同じく入札状況についてお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

先ほどの教員宿舎と同じです。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じようなことを聞きます。これも工期の日程を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

先ほどと同様でございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これですね、教員宿舎と請負者が同一企業ですが、これは日程的に相当人間が必要だと思いますが、この期間で2カ所とも完了できるか心配ですが、教育課長の見解を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

心配ではあるんですが、日程上は大丈夫ということ聞いております。しかし、きょうのような状況のことが起こると繰り越しになる可能性があると思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第44号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私たちのことではあるのですが、先ほどの理由と少しかぶるんですが、類似自治体との均衡を図るためと書かれてありますので、私はその件に関しては反対ということで、私の立場としては議員の報酬増額はいただけないと意見します。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。ないようですので進行します。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私たち議員としては、類似自治体との均衡を図るためということを書いてあると同時に、我々もまだ1期目の途中だということで、この件に関して、私は反対します。

○ 議長（宮里祐司）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

本案については、反対討論がございましたので、採決を起立により行いたいと思います。起立しない議員は、本案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議がないようですので、そのように採決したいと思います。

それでは議案第44号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立少数です。したがって議案第44号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については否決となりました。

日程第19. 報告第3号 平成28年度健全化判断比率の報告についてから報告第6号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について（株式会社二一・ごまみ）までを一括報告とします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくをお願いします。

報告第3号

平成28年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14.3	115.4
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

なお、内容につきましては、お手元にお配りしているとおりであります。

報告第4号

平成28年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成28年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生して

いないことを表す。

内容につきましては、添付してある資料のとおりであります。

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告内容につきましては、添付資料のとおりでございます。

報告第6号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ざまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成29年9月13日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

これで村長の報告は終わりました。

日程第20．発議第2号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第2号 県産品の優先使用に関する決議について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号 県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり

可決されました。

発議第2号

平成29年9月13日

座間味村議会
議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会
議員 垣花太郎
賛成者 座間味村議会
議員 宮平喜文

県産品の優先使用に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている活動であります。

沖縄県が自立型経済の構築に向けて策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、今年が後期5年のスタートの年であります。本県の産業振興を加速させるためにも「県産品の販路拡大」、「地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く押し進めることになっております。

また、同計画の補完・強化政策である「アジア経済戦略構想」では、「沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進」を重点戦略と位置付け、地場産業の振興を図りつつ、アジアとの経済交流を進め、ものづくり産業の高度化を目指しています。

地場産業発展の一番の近道が「県産品の愛用」です。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ業界も生産技術及び品質の向上に向けて、懸命に努力してまいりますので、貴職におかれましても「2017年県産品奨励月間」の趣旨をご理解いただき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について下記のとおり特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

県産品の優先使用について、議会で決議していただき県産品の啓蒙啓発に努めていただきますようお願い申し上げます。

本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成29年9月13日

沖縄県座間味村議会

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成29年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会（午後3時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治